

# 地域医療構想の実現に向けた 今後の取組について

群馬県健康福祉部医務課

# 「地域医療構想の進め方について」※のポイント

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

## 地域医療構想調整会議の協議事項

### 【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。

⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

### 【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。

・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

## 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。

- ①医療機能や診療実績
- ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
- ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

## 地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

# 新公立病院改革ガイドラインにおける公立病院に期待される主な機能

## 公立病院に期待される主な機能の具体例

- ①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
- ②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
- ③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
- ④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

【新公立病院改革ガイドライン(平成27年3月)より抜粋】

第2 地方公共団体における新公立病院改革プランの策定

3 新改革プランの内容

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

公立病院に期待される主な機能を具体的に例示すれば、①山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供、②救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供、③県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、④研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能などが挙げられる。

前ガイドラインにおいても、改革を通じて、自らの公立病院の果たすべき役割を見直し、改めて明確化すべきことが強調されていたが、今般の公立病院改革は、民間病院を対象に含めた地域医療構想の実現に向けた取組と並行して行われるものであることから、必然的に、公立病院の役割を従来にも増して精査することとなる。

- 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

## 2. 今後の取り組み

### - 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

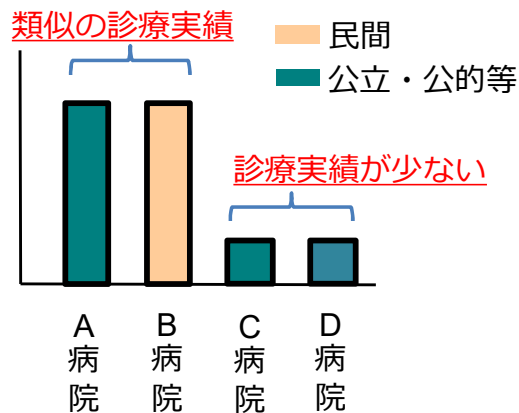
- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「**代替可能性がある**」または「**診療実績が少ない**」と位置付けられた**公立・公的医療機関等**に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、**当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合**について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請する予定。

#### 分析内容

- ① 分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。  
重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。  
A 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。  
B 各分析項目について、診療実績が特に少ない。  
② 医療機関の所在地や、他の医療機関との位置関係を確認するなど、地理的条件も勘案する。

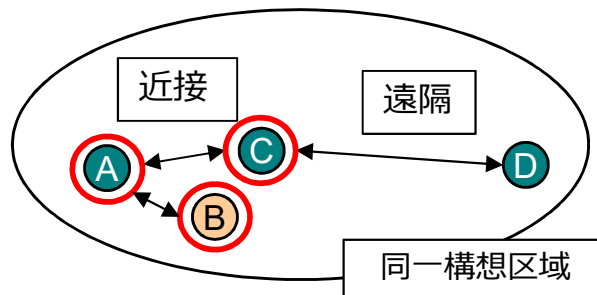
#### 分析のイメージ

- ① 診療実績の**データ分析**  
(領域等(例:がん、救急等)ごと)



- ② 地理的条件的**確認**

類似の診療実績がある場合又は診療実績が少ない場合のうち、**近接**している場合を確認

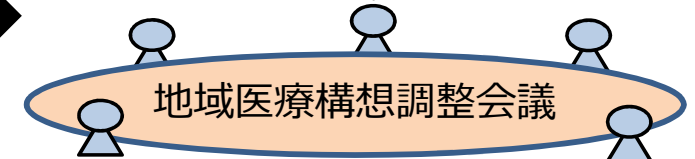


①及び②により「**代替可能性あり**」とされた公立・公的医療機関等

- ③ 分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における**検証**

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、

- **代替可能性のある機能の他の医療機関への統合**
- **病院の再編統合**について具体的な協議・再度の合意を要請



## 具体的対応方針の検証方法について

- 各医療機関の具体的対応方針については、5疾病5事業や、「新公立病院改革ガイドライン」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」等において挙げられた公立・公的医療機関等に期待される役割に基づいて検証を行うこととする。
- 心筋梗塞や脳卒中、がん等の疾患の診療実績等の「分析項目」を設定し、分析を行う。1つ以上の分析項目について、「代替可能性がある」と分析された公立公的医療機関等を、「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」と位置づける。
- 「他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等」のうち、大半の分析項目について「代替可能性がある」と分析された公立・公的医療機関等については、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」と位置づける。

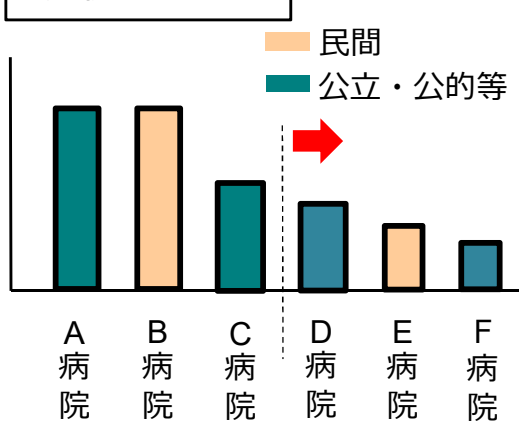
# 医療機関の診療実績データの分析方法について①

## 他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等

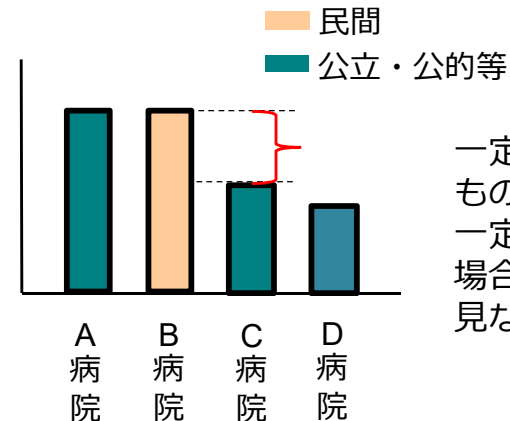
### 分析内容

A 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

### 分析イメージ



一定数以上の診療実績を有する医療機関が複数ある場合、診療実績のシェアを参考に、一定の条件に基づいて、「代替可能性あり」と見なす。

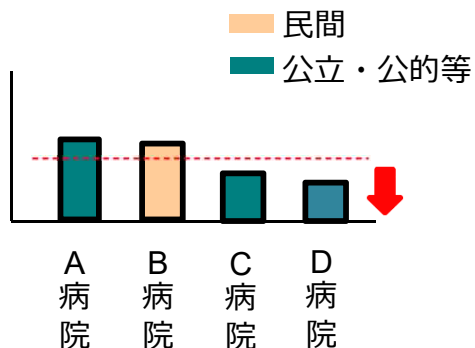


一定数以上の診療実績を有するものの、他の医療機関との間に一定以上の診療実績の差がある場合に、「代替可能性あり」と見なす。

### 分析内容

B 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

### 分析イメージ



一定数以下の診療実績の医療機関を「代替可能性あり」とみなす。

- このような診療実績の分析を行い、各医療機関の各分析項目について、代替可能性の有無について検討を行い、1つ以上の分析項目について、「代替可能性がある」と分析された公立公的医療機関等を、「**他の医療機関による役割の代替可能性がある公立・公的医療機関等**」と位置づける。

## 再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等

前項のように各医療機関の分析項目の代替可能性の有無の検討結果に基づいて、

- ① がん
- ② 心筋梗塞等の心血管疾患
- ③ 脳卒中
- ④ 救急医療
- ⑤ 小児医療
- ⑥ 周産期医療
- ⑦ 災害医療
- ⑧ へき地医療
- ⑨ 研修・派遣機能

といった領域ごとの、代替可能性の有無について分析を行った上で、大半の領域において代替可能性があるとして分析された医療機関に関して、さらに当該医療機関の置かれた地理的条件を確認し、「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」と位置づける。

※ 病床機能報告においては⑨研修・派遣機能に関する情報は無い。  
地域医療構想調整会議において、実態を踏まえて判断していただくこととする。